

報告第 3 5 号

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却
下裁決の報告について

令和 3 年 1 1 月 1 1 日に、公の施設を利用する権利に関する処分についての
審査請求につき別紙のとおり却下裁決をしたので、地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 4 第 4 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

裁 決 書

審査請求人 埼玉県在住 A

参加人 東京都在住 B

参加人代理人 弁護士B”

処分庁 市川市長

審査請求人が令和2年10月8日付けで提起した審査請求「市川市霊園一般墓地使用許可取消請求事件」（市行審第令和2-1号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 昭和38年9月2日、処分庁は、C（以下「C」という。）に対し、市川市霊園の使用を許可する処分を行った。
- 2 令和元年5月3日、Cが死亡した。
- 3 同年7月10日、Cの養子である参加人は、処分庁に対し、市川市霊園の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第15号。以下「条例」という。）第20条第1項及び第2項に基づき、使用者の地位の承継の承認を申請した。

その際、参加人は、処分庁に対し、市川市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年規則第17号）第20条第1項に基づき、市川市霊園一般墓地承継承認申請書（以下「承継承認申請書」という。）とともに、同項第3号の「遺言書その他の承継申請者が祭祀を主宰する者であることを証する書類」として、参加人、Cの長女及びCの二女である審査請求人が各作成名義となっている市川市霊園承継に係る同意書（以下、審査請求人作成名義の市川市霊園承継に係る同意書を「本件同意書」という。）を提出した。

ただし、下記6のとおり、参加人によれば、本件同意書は、審査請求人の承諾を得ずに参加人及びCの長女（以下「参加人ら」という。）が作成し、提出したものとのことである。

4 同日、処分庁は、参加人に対し、条例第20条第2項に基づき、市川市霊園一般墓地の使用者の地位の承継を承認する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

5 令和2年10月8日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

なお、審査請求人は、審査請求書における審査請求に係る処分の内容を「市川市霊園一般墓地第○種第○区第○○号第○○番 令和元年7月10日付許可番号第○○-○○○号 市川市霊園一般墓地使用許可」としているが、本件処分に対して審査請求を行ったものである。

6 本件審査請求の審理において、参加人は、審理員からの質問書に対し、令和3年5月6日付、同月18日付及び同年6月1日付各回答書において、本件同意書を参加人が作成することについて審査請求人に同意を求めたが得られず、やむなく参加人らが作成し、処分庁に提出した旨回答した。

7 同年8月30日、処分庁は、本件同意書が審査請求人からの承諾を得ずに参加人らが作成した文書であることが判明し、参加人がCに代わって祭祀を主宰する者であると認めるに足りる状態でないことが明らかとなったことを理由として、条例第20条第5項に基づき、本件処分を取り消した（以下「本件取消処分」という。）。)

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人と参加人らとの間で祭祀の主宰者について協議が行われておらず、本件同意書は偽造されたものである。

2 参加人の主張

参加人による使用者の地位の承継の承認の申請は、被相続人の真意に従った正当な手続である。

また、参加人は先祖の供養をしていきたい一心で承継の手続を行ったのであり、それを否定することは人道からしても認められない。

3 処分庁の主張

処分庁の承継承認申請書の審査は、その記載事項や添付書類の不備等の形式的な審査にとどまり、実質的な審査までは要しない。

仮に本件同意書が偽造されたものであることが確認された場合には、職権により本件処分を取り消す意向である。

理 由

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求は、行政庁の処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を目的とするものである（行審法第1条第1項）。

したがって、当該処分の法的効果が消滅し、行審法に基づく当該処分の取消し又は変更（行審法第46条第1項）等によって回復すべき法律上の利益が存在しなくなったときは、審査請求の利益が認められず、当該処分の取消しを求める審査請求は不適法として却下すべきと解される。

2 本件審査請求についてみると、上記事案の概要7のとおり、審査請求人が取消しを求めた本件処分は既に取り消されており、その法的効果は消滅しているから、審査請求の利益は認められない。

したがって、本件審査請求は、本件処分が違法又は不当か否かを判断する

までもなく、不適法として却下すべきである。

- 3 なお、本件取消処分については、参加人において、行審法に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）に基づく取消訴訟を提起することが可能であり、それらの手続において、本件取消処分が取り消される可能性は残っている。

しかし、①本件取消処分のいわゆる公定力（取消訴訟の排他的管轄）により、参加人による審査請求等の手続の有無に関わらず、現時点において本件取消処分の効力は生じており、本件取消処分が審査請求等の手続により適法に取り消されない限り、本件審査請求においても本件取消処分の存在を前提に判断すべきであること、②参加人による審査請求及び取消訴訟の提起がなされるか否かが確定し、又はそれらの手続がなされた場合に裁決や判決が確定するまで、本件審査請求の判断を待つことは、簡易迅速な手続で行政庁に対する不服申立てができるようにすることで国民の権利利益の救済を図る行審法の目的（行審法第1条第1項）に反すること、③参加人による審査請求等がなされたとしても、審査請求人には参加人としての参加（行審法第13条第1項）や第三者としての訴訟参加（行訴法第22条第1項）による手続保障が期待できること等から、現時点において本件審査請求を却下することに支障はないと解される。

- 4 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月11日

審査庁 市川市長 村越 祐民

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（訴訟において市川市を代表

する者は市川市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（訴訟において市川市を代表する者は市川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。